

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令	2
公 告	
○土地区画整理組合の退任をした理事の氏名等の届出（都市計画課）	2
高知県教育委員会訓令	
◎高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員対応要領の一部を改正する訓令	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（2・24掲示）	3

規 則

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月6日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第11号

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則の一部を改正する規則

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則（令和2年高知県規則第61号）の一部を次のように改正する。本則中「第6条第1項第2号及び第3号」を「第4条第1項第2号及び第3号」に改める。別記様式を次のように改める。

別記様式

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;">第 号</div> <p>身分証明書</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>上記の者は、国民生活安定緊急措置法第33条第1項並びに国民生活安定緊急措置法施行令第4条第1項第2号及び第3号の規定により同法第30条第1項の規定に基づく立入検査又は質問をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 <span style="float: right;">印</span></p>
----------	--

↑ 6.0センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。  
 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

国民生活安定緊急措置法（抜粋）  
（立入検査等）  
**第30条** 主務大臣は、第6条、第7条及び第11条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定物資を販売する者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  
 2・3 略  
 4 第1項の規定により立入検査若しくは質問をする職員又は前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
 5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（地方公共団体が処理する事務等）  
**第33条** この法律による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うことができる。  
 2 略  
（罰則）  
**第34条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。  
 (1) 略  
 (2) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者  
 (3) 略  
**第36条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

国民生活安定緊急措置法施行令（抜粋）  
（地方公共団体が処理する事務等）  
**第4条** 法第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第30条第1項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。  
 (1) 略  
 (2) 指定物資を販売する者（小売業を行う者を除く。）で、その事業場が1の都道府県の区域内のみに設置されているもの（前号に規定する者を除く。）に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事  
 (3) 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事（その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長）  
 2 略  
 3 第1項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。  
 4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
訓 令  
議 会 訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令  
警 察 本 部 訓 令  
監 査 委 員 訓 令  
人 事 委 員 会 訓 令  
-----

- 高知県訓令第2号
- 高知県議会訓令第1号
- 高知県教育委員会訓令第1号
- 高知県警察本部訓令第1号
- 高知県監査委員訓令第1号
- 高知県人事委員会訓令第1号

本 庁  
各 出 先 機 関  
勞 働 委 員 会 事 務 局  
収 用 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所  
各 教 育 機 関  
警 察 本 部  
警 察 署  
監 査 委 員 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月6日

高知県知事	濱田 省司
高知県議会議長	三石 文隆
高知県教育長	今城 純子
高知県警察本部長	岩田 康弘
高知県代表監査委員	五百蔵 誠一
高知県人事委員会委員長	門田 純一

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要

領 ( 平成28年4月 )

高知県訓令第4号	)の一部を次のよ
高知県議会訓令第1号	
高知県教育委員会訓令第9号	
高知県警察本部訓令第18号	
高知県監査委員訓令第2号	

高知県人事委員会訓令第3号/  
うに改正する。

第1条中「平成27年2月24日閣議決定」を「令和5年3月14日閣議決定。第6条第1項において「基本方針」という。」に改める。

第2条中「発達障害」を「発達障害及び高次脳機能障害」に、「機能の障害」を「機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）」に、「障害が」を「障害の」に改める。

第3条、第4条第2号及び第5条第2項中「障害が」を「障害の」に改める。

第6条第1項中「対し、」を「対し、法、基本方針等を周知し、及び障害のある人から話を聞く機会を設けるなど、」に改め、同条第3項中「障害が」を「性別、年齢等にも配慮しつつ、障害の」に改める。

別表中「課長補佐の」を「課長補佐又はこれに相当する」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年3月6日から施行する。

-----  
公 告  
-----

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合から次のとおり退任をした理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年3月6日

高知県知事 濱田 省司

氏 名	住 所
(退任)	
程岡 庸	土佐清水市元町6番8号

-----  
教 育 委 員 会 訓 令  
-----

高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局  
各 県 立 学 校

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月6日

高知県教育長 今城 純子

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員対応要領の一部を改正する訓令

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員対応要領（平成28年4月高知県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第57号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

1 病院の表中

「

医療法人川村会介護老人保健施設アザレア	高岡郡四万十町見付902番地1
---------------------	-----------------

」

を削る。

2 老人ホームの表中

「

高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホームもみじ荘	吾川郡仁淀川町岩丸848番地
---------------------------	----------------

」

及び

「

高吾北広域町村事務組合立特別養護老人ホームもみじ荘（短期入所）	吾川郡仁淀川町岩丸848番地
---------------------------------	----------------

」

を削る。